

令和 3 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

安芸高田市の税務行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産についても課税されます。安芸高田市内で事業を営み償却資産（安芸高田市内で貸し付けている資産を含む。）を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

なお、市外転出、廃業のほか資産の増減や該当資産がない場合でも申告が必要です。

つきましては、申告用紙を同封しましたので、この「申告の手引き」を参照のうえ、申告書を作成し申告期限までに提出していただきますようお願いいたします。

* 申告期限

申告期限は、令和 3 年2月1日（月）です。受付は、1月4日（月）から行います。事務処理の都合上、なるべく1月22日（金）までに提出していただきますようお願いいたします。また、期限内の提出にご協力をお願いします。

* 申告書を郵送される場合のご注意

申告書を郵送され、控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（切手貼付・あて先記入）を同封してください。同封のない場合には、返送いたしかねますので、ご了承ください。

* 申告書の提出・問い合わせ先

安芸高田市役所税務課資産税係

所在地 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

電話番号 0826-42-5614（直通）

人がつながる田園都市
安芸高田



安芸高田市

安 芸 高 田 市

目次

I	償却資産のあらまし	
1.	償却資産とは	2
2.	業種別の申告対象となる主な償却資産	3
3.	少額の償却資産の取扱いについて	3
4.	リース資産の取扱いについて	4
5.	建物付帯設備の家屋と償却資産の区分	4
6.	太陽光発電設備等に係る固定資産税（償却資産）の申告について	5
7.	国税（法人税・所得税）の取扱いとの比較	6
II	償却資産の申告について	
1.	申告していただく方	7
2.	申告方法と提出書類	7
3.	申告しない場合または虚偽の申告をした場合	8
4.	実地調査のお願い	8
III	償却資産の評価方法等	
1.	評価額の計算方法	8
2.	納税義務者	9
3.	課税標準	9
4.	税額の計算方法	9
5.	課税標準の特例	9
6.	納期	10
7.	市税の電子申告のご利用について	10
記載例	・ 償却資産申告書	
	・ 種類別明細書（増加資産・全資産用）	

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる構築物・機械・工具・器具・備品等の資産をいい、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)とされています。

ただし、営業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産の課税対象とはなりません。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として第三者に貸し付ける場合も含まれます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設(社宅・宿舍・寮・研修施設等)の器具備品、構築物も償却資産の課税対象になります。

資産の種類ごとの主な償却資産 (申告対象となる主な資産の例示)

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物 建物付属設備を含む	門、塀、擁壁(土留め)、広告塔、舗装路面(駐車場舗装)、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設等 1. プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物、家屋評価の対象としないもの 2. 建築設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 3. 賃貸ビル等の家屋に取り付けられた建築設備・内装・造作
2 機械及び装置	金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械、発電設備(太陽光を含む)、その他産業機械及び装置等
3 船舶	客船、貨物船、タグボート、遊覧船、ボート等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するフォークリフト、ブルドーザー等(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」「9」「90～99 及び 900～999」となっているもの)、その他運搬車等(自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。)
6 工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン、プリンター、陳列ケース、自動販売機、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

※次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産で、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- (4) 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- (5) 休止しているが、いつでも稼働できる状態にある遊休資産
- (6) 既に完成しているが、未だ稼働していない未稼働資産

- (7) 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (8) 取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産
- (9) 取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産

2 業種別の申告対象となる主な償却資産

業 種	主な償却資産の例示
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、コピー機、レジスター、金庫等
飲食業	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、テレビ、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器等
医療・薬局業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、血圧計、心電図計、脳波測定器、CTスキャン、各種検査装置等)、薬品戸棚、各種事務機器、待合室用家具等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、地下タンク、ガソリン計量機、充電器、テスター、自動販売機、照明設備、検査工具等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ミシン等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備等
不動産賃貸業	駐車場舗装、屋上看板、門、塀、緑化設備(植木等)、ネットフェンス、外溝、自転車置場、蓄電池設備、発電機設備等
印刷業	各種印刷機、裁断機、製本設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車両(軽自動車税の課税対象となるものを除く)、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等
ホテル・旅館	厨房設備、各室備品、洗濯設備、放送設備、ボイラー等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ゴルフ練習場用設備、ボウリング場用設備など

3 少額の償却資産の取扱いについて

償却資産において、地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される少額の償却資産は、

- (1) 使用可能期間が1年未満であるものまたは、その取得価額が 10 万円未満の資産のうち一時損金算入したもの(次頁表①の部分)
- (2) 取得価額 20 万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの(次頁表②の部分)
- (3) 法人税法第 64 条の2第 1 項、所得税法第 67 条の2第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもの(次頁表③の部分)

ただし、取得価額が 10 万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産申告の対象になりません。

(取得価額)	個別に減価償却しているもの 等		
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2, 第67条の5 など)		
20万円未満	③ リース資産 (20万円未満) (法人税法第64条の2第1項, 所得税法第67条の2第1項)	② 3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項, 所得税法施行令第139条第1項)	
10万円未満		① 一時に損金算入 (法人税法施行令第133条, 所得税法施行令第138条)	
	■ : 申告の対象となる部分	□ : 申告の対象とならない部分	

4 リース資産の取扱いについて

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かります。詳しくは次の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸契約によるリース資産	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
実際の売買にあたるようなリース資産 ・リース後に資産が使用者の所有物となるような場合など	× (申告不要)	○ (申告必要)

※平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務会計において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおり(リース会社からの申告)となります。

5 建物付帯設備の家屋と償却資産との区分

(1) 家屋と償却資産の区分

建物付帯設備で経理されているものには、償却資産とするものと家屋として評価するものの2種類があります。また、家屋に含まれるものでもテナント施工の内装等は償却資産の申告対象となりますのでご注意ください。

家屋と償却資産の区分例示表

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈、コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、火災報知機、出退表示設備、インターホン配線設備、呼出信号設備 など	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、LAN 設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、インターホン器具、電話機、ミキサー、交換機、屋外電気設備 など

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナーなど	屋外設備、独立煙突、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽 など
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン(使用口)など	屋外供給本管・設備 など
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター など	ルームエアコン(天井埋め込み式型を除く)など
外溝工事		アスファルト舗装、植栽、フェンス、塀 など
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ など	洗濯設備、事務用の中央設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切、POS システム など

※家屋として取り扱うもの

- ・家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

※償却資産として取り扱うもの

- ・構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等)
- ・独立した機械、装置としての性格が強いもの(受変電設備、電話交換機等)
- ・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの(電気設備、ガス設備等)
- ・サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)

(2)テナント等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産

テナント入居者などの家屋の所有者以外の方がその事業の用に供するために取り付けした家屋の付帯設備については、償却資産としてテナント入居者に申告義務(地方税法第343条第9項)がありますので、申告漏れにご注意ください。(例)内部仕上げ 床仕上げ 天井仕上げ 電気設備 給排水設備 ガス設備 衛生設備 エレベーター エスカレーター

6 太陽光発電設備等に係る固定資産税(償却資産)の申告について

家屋の屋根や土地等に太陽光パネルを設置して売電する場合に、設置した太陽光パネル等の設備は、固定資産税(償却資産)の対象となります。

設置者及び発電規模別課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	【課税対象(要申告)】 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	【課税対象外(申告不要)】 個人利用を主な目的とした資産であるため、償却資産としては、 <u>課税の対象外</u> となります。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (事業用)	【課税対象(要申告)】 個人所有であっても事業(賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は不動産賃貸業の業務の一部となります。)の用に供している資産については、発電出力や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	【課税対象(要申告)】 事業の用に供している資産になりますので、発電出力や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

* 太陽光発電設備を原価償却する際に用いる耐用年数は、17年となります。

償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの 設置方法 太陽光発電設備	家屋に一体の建 材(屋根材など) として設置	架台に乗せて 屋根に設置	家屋以外の場所(地上や屋根 の要件を満たしていない構築 物構築物など)に設置
太陽光パネル	家屋	償却	償却
架台	家屋	償却	償却
接続ユニット	償却	償却	償却
パワーコンディショナー	償却	償却	償却
表示ユニット	償却	償却	償却
電力量計等	償却	償却	償却

家屋:建物と一体で評価され、家屋として固定資産税の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

償却:償却資産に該当します。償却資産として申告が必要となります。

7 国税(法人税・所得税)の取扱いとの比較

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	法人税・所得税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率で用いる減価率と同様	○建物以外の一般的な資産は定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※1)	認められません	認められます

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	法人税・所得税の取扱い
特別償却・割増償却(※2)	認められません	認められます
増加償却(※3)	認められます	認められます
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(一部合算も可)

(※1) 国庫補助金、保険金等により資産を取得した場合に、その取得した価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすること。固定資産税では「適正な時価」を課税標準としていることから認められません。

(※2) 特定の償却資産の取得時に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を必要経費又は損金の額に算入すること(租税特別措置法)。固定資産税では認められません。

(※3) 企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発になり機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事業における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも、資産の減価の実態に配慮し税務会計に準じて認められます。

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

申告していただく方は、令和3年1月1日現在、安芸高田市内に償却資産を所有しているすべての方です。

なお、申告書が送付された方で該当資産がない方や前年中に資産の増減がない方、廃業・転出等の事由により安芸高田市内に償却資産を有しなくなった方も、必ず申告してください。

2 申告方法と提出書類

◆前年度に申告されている方

『種類別明細書(増加資産・全資産用)』には、前年度までに申告された全資産が記載してあります。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) ・種類別明細書(減少資産用)
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和2年1月2日～令和3年1月1日までに増加・減少した資産を種類別明細書に記入してください。</u> 〈増加した場合〉種類別明細書(増加資産・全資産用)の空欄に記入してください。 〈減少した場合〉種類別明細書(減少資産用)へ記入してください。 〈修正の場合〉修正箇所を朱線で抹消し、訂正後の数量・価格を記入してください。 ・前年以前に取得した申告もれ資産、移動してきた資産は、種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入してください。 ・増加、減少した資産がない場合には、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し、提出してください。

◆本年度から初めて申告される方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)
注意点	・令和3年1月1日現在、安芸高田市内に所有している償却資産を種類別明細書(増加資産・全資産用)に全て記入して申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄へ「該当資産なし」と記入し提出してください。

◆廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増減資産・全資産用)
注意点	・償却資産申告書の備考欄に異動日・廃業等その旨を記入して申告してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

◆企業電算処理による全資産申告をされる方

償却資産申告書に令和3年1月1日現在、安芸高田市内に所有している全ての償却資産を記入した種類別明細書(増加資産・全資産用)を添付して申告してください。

3 申告しない場合または虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条の規定により過料が、また虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

4 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法の規定に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、調査等に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく過年度に遡及することもありますのでご承知おきください。

Ⅲ 償却資産の評価方法等

1 評価額の計算方法

償却資産の評価は、申告していただいた資産を一件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。そして、それぞれの資産の「評価額」の合計が「決定価格」となります。

前年中に取得された償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) \cdots (a)$$

* (a): 月割償却ではなく、半年償却により価格を求める。

* 前年中: 令和2年1月2日から令和3年1月1日までをいいます。

前年前に取得された償却資産

価格(評価額) = 前年度の価格 × (1 - 減価率)・・・(b)

* (b)により求めた額が(取得価額×5/100)よりも小さい場合は、その償却資産が事業の用に供されている限りは、(取得価額×5/100)により求めた額が価格となります。

*前年前:令和2年1月1日までをいいます。

2 納税義務者

令和3年1月1日現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

3 課税標準

賦課期日(1月1日)現在における「決定価格」が、課税標準額となります。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満(免税点)である場合は課税されません。

4 税額の計算方法

税 額 (100円未満切り捨て)	=	課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率(1.4%)
---------------------	---	-------------------------	---	----------

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は「課税標準の特例」が適用されます。該当する償却資産を所有されている方は、「種別明細書(全資産・増加資産用)」の摘要欄に該当条項を記載してください。

なお、最初の適用年度には課税標準の特例にかかる届出書と下表の添付書類もあわせて提出してください。

特例適用資産【一部抜粋】

根拠規定	資産の区分	対象資産	課税率	添付書類
地方税法第349条の3第3項	ガス事業用資産	ガス事業法第2条第2項又は同条第4項の規定による許可を受けたガス事業者がガス事業の用に供するもの	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3	経済産業大臣の許可(証)の写し
地方税法附則第15条第2項第1号	公害防止施設等	汚水・廃液の処理施設	1/3	特定施設設置(使用、変更)届書の写し

地方税法附則 第15条第2項 第5号		公共下水道除外施設	3/4	特定施設設置届 出書の写し・仕様 書等
地方税法附則 第15条第30 項	再生可能エ ネルギー発 電施設	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関 する特別措置法に規定する 認定発電設備の 対象外 であ って、再生可能エネルギー 事業者支援事業費補助金を 受けているもの (平成28年4月1日以降に 取得したもの)	3年間 2/3 (ただし平成30 年4月1日以降 に取得したも ので発電出力が 1,000kw以上の ものについては 3年間 3/4)	再生可能エネルギ ー事業者支援事 業費補助金交付 決定通知書の写し
地方税法附則 第15条第41 項	生産性向上 設備	生産性向上特別措置法に規 定する認定先端設備等導入 計画に基づき中小企業等が 取得した機械装置等	3年間 0	先端設備等導入 計画に係る認定書 及び工業会証明 書の写し

【注意】

*この表は一部を抜粋したもので、その他のものについては償却資産担当までお問い合わせください。

*租税特別措置法の適用を受ける資産であっても、用件によっては固定資産税の特例の適用とならない場合があります。

*なお、これらの資産については、法令の改正等により内容が変更する場合があります。

6 納期

年税額は4回の納期(5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただきます。

7 市税の電子申告のご利用について

安芸高田市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる市税の電子申告を受け付けています。

エルタックスの詳細については、地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

参考資料

【耐用年数に応ずる減価率・減価残存率表】

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
				16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応じる減価率表」より抜粋作成

『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。